

平成27年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月12日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成27年6月12日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 発議案第2号
- 第6 議案第63号から議案第80号まで、議案第82号から議案第84号まで
- 第7 請願第3号から請願第5号まで、陳情第3号から陳情第8号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君

事務局職員出席者

- 2 -

午前10時00分 開会・開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、1番、山田伸之君及び3番、駒形信雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。6月定例会の会期及び会期日程について報告いたします。

会期につきましては、本日から26日までの15日間といたします。会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、発議案第2号の上程、採決を行います。これは当市議会の会派数の増加に伴い、議会運営委員の定数を7から8に変更しようとする委員会条例の一部を改正するものであります。議決の後、議長において議会運営委員の補充指名を行います。その後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の委員会付託を行います。

15日は、10時から各派代表者会議を開催いたします。

16日は、10時から議会報編集特別委員会を開催します。

17日から19日までが一般質問であります。質問者は10人であります。一般質問終了日の19日は、近藤議員の一般質問終了後、追加議案の上程を行います。追加議案の内容は、国保の本算定に係る案件3件及び学校統合に係る条例1件であります。追加議案書は提出日の前日の18日に議場配付いたします。

22日から24日までの間が常任委員会審査であります。22日は、3常任委員会終了後、おおむね4時を目途として各派代表者会議を開催します。

25日は、議員全員協議会を開催します。これは執行部の要請により佐渡版総合戦略に係る説明が行われるものであります。開催時間等については後刻通知いたします。その後、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催いたします。

26日は、午後2時から最終日の議事を行います。特別なものとしては、後期高齢者医療広域連合議員として、当市議会から申し合わせにより市民厚生常任委員長を指名推選する選挙を行います。

報告は以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月26日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

ここで私から、閉会中の議会人事の異動について申し上げます。4月3日、加賀博昭議員及び祝優雄議員が、新潟県議会議員選挙に立候補されたことに伴い、本市議会議員を辞職されました。加賀博昭議員は市民厚生常任委員長でありましたので、その後任として、4月14日付で大森幸平議員が市民厚生常任委員長に、副委員長に金子克己議員が就任されました。

次に、4月14日付で大澤祐治郎議員が、6月4日付で金子克己議員が、所属会派の解消に伴い議会運営委員を辞任されました。

次に、6月4日付で中村良夫議員より、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、6月8日付で議長において許可いたしました。

次に、各派代表者会議の報告に基づき、6月8日付で大森幸平君、大澤祐治郎君、金光英晴君、山田伸之君を、委員会条例第8条の規定に基づき、議会運営委員に指名いたしました。

諸般の報告は以上であります。

日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成27年第2回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成27年第1回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第3号及び第4号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第5号 平成26年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第6号 平成26年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 平成26年度佐渡

市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第9号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号 平成26年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第11号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりであります。その繰越額が確定をいたしましたので報告するものであります。それぞれ繰越額につきましては、一般会計が23億6,015万5,000円、国民健康保険特別会計が99万9,000円、後期高齢者医療特別会計が40万円、介護保険特別会計が110万円、下水道特別会計が3億4,362万円、二宮財産区特別会計が932万1,000円であり、財源も財源内訳のとおりあわせて繰越をしております。国の補正予算に伴う経済対策事業や、地元調達などに不測の日数を要した道路橋梁改良舗装事業などが一般会計の繰越事業であります。

報告第12号 平成26年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。繰越理由につきましては、小木・直江津航路高速カーフェリーの建造につきまして、油圧装置の部品の供給の遅延等により事業実施に遅延が生じたため、事故繰越をするものであります。

報告第13号 平成26年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第14号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第15号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第16号 株式会社両津TMOの経営状況について及び報告第17号 一般財団法人佐渡市スポーツ協会の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

以上報告事件についての説明は終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議長にお尋ねします。今ずっとあった報告第17号までを一括してということですね。

○議長（根岸勇雄君） はい。

○8番（中川直美君） それでは、まず1点聞きます。ただいま市長のほうから、行政報告あったのですが、ちょっと無味乾燥だったのかなというふうな気がするのをお尋ねをいたしたいと思います。

まず第1点は、一般会計の繰越明許の関係です。ご案内のとおりさっき国の経済対策ということがありましたが、中を見てもわかるように地方創生ということで、経済対策とあわせて先行型として地域の再生や活性化のためやれということの予算です。ご案内のとおりプレミアム宿泊券とかいろんなものが話題になっているわけですから、そういった部分の説明を予算が進行しているものについてはもうちょっと説明いただけないのかということが1点です。

それともう一点は、本庁舎の整備建設については、全額ではないというふうになっていますが、これ具体的に中身をもう少し教えていただきたいと思います。

報告第12号についてお尋ねをします。事故繰越ということなのですが、これもご案内のとおり小木航路

のあかねが就航していろんな意味でニュースにもなっているし、走らないとか揺れるとか、いろんな話もあるのだけれども、これは具体的にそれとの関係はあるのかどうかも含めて具体的にどのようなのかお尋ねをいたしたいと思います。

報告第15号 有限会社クリエイトはもちの関係であります。この件についてですが、平成27年度の計画の中で、新規株主を広く募集し参入により経営体の強化ということが挙がっております。これは具体的に言うと増資ということなのか、定款第6条に定めている譲渡ということなのかお尋ねをしたい。この問題では2つ目です。平成26年度の決算状況も出ていますが、書いたものによれば、もともと4施設だったものを1つにしたということになっています。ということは、3つの施設が採算経営悪化ですか、その部分足を引っ張っていたというふうに考えるわけですが、したがって、1つにしたから今後成り立つのではないかというふうに読めるわけですが、具体的にはどうなのか。この点で1つ触れておけば、平成27年度の事業計画の中では③、④、全国で地方創生絡みみたいな地域住民と一緒に経営をやっていくみたいな大変いい方向も生まれているわけですが、株主で最も大きな経営権を持っている佐渡市のかかわり方についてお尋ねをしておきたい。

もう一点は、両津のTMOの関係です。これは中心市街地活性化関連のものだろうと思います。両津市の時代からやってきたもの。今これ中心市街地の活性化の問題については、地方創生で内閣府の中でもきちんと位置づけられております。これまでのTMO構想の平成16年ですか、たしか監査と勧告が出て、今ホームページきのう見てみたのですが、両津のTMOはこの一覧のところから外されていたのですが、法的な関係で今どういう扱いになっているのかお尋ねをしたいということです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

まず、1点目の地方創生事業についての繰越の内容について説明をというお話でございました。地方消費喚起型ということで、灯油券、プレミアム商品券、あとはふるさと旅行推進事業等で1.5億円、それと地方創生の先行型という形で航路の乗船割引、それとか特定不妊治療、若者の島内就職奨励事業等々ございまして、そちらが1.2億円、合計で2.7億円を計上しております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） クリエイトはもちのことについてお答えいたします。

まず、新規株主を広く募集し参入ということにつきまして、増資かというお問い合わせだと思いますけれども、それについては増資ということになります。

それから、4つの施設を今回1つにしたということで経営のほうが成り立つかというお問い合わせだと思いますけれども、今のところ1つの施設にしまして4月、5月の2カ月間の経営状況を見ますと、従来よりも黒字が増額というような状況になっております。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　ご説明いたします。

今現在両津ＴＭＯについては株式会社として運営をしております。当時両津時代から中心市街地活性化計画を立てまして、事業内容を進めていたところではありますが、現在としては両津地区の未来を考える会の人たちと一緒に商店街の活性化等を検討していく状況にあります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君）　報告第12号、あかねの建造についての繰越についてご説明いたします。小木・直江津航路に就航する高速カーフェリーあかねの建造につきましては、油圧装置の部品が当初の予定よりも1カ月ほどおくれたことにより、ウオータージェットあるいはライドコントロールなど油圧を動力とする装置が相当日数動かすことができなかったことが1つあります。また、オーストラリアで建造しておりまして、現地を出港する際の通関あるいは保険会社の査定など各種手続に不測の日数を要したことから、年度内に検収することができず、次年度に繰越したということでございます。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君）　ご説明いたします。

庁舎等整備事業の繰越でございます。こちらのほうは羽茂支所、畑野サービスセンター、佐和田サービスセンターの耐震設計の委託の繰越及び庁舎基本設計の繰越となっております。

○議長（根岸勇雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　冒頭で議会運営委員長の報告にはなかったのですが、地方創生関連みたいなのは今回議会に市民のほうから地方創生にこういったことを生かしてくれという陳情も出ていることから見ても、またこの間の取り組みを含めて各常任委員会でしっかりやるということになっているわけですが、先ほど総合政策課長が言ったのは、金額を言ったので、私がさっき言ったように少なくとも先行型で例えばプレミアム商品券とか実はこんな感じでこうですよとか、先行でやっているのはこうですよ、効果出ますよというようなことをやはり説明すべきなのではないですか。それが1点です。

繰越明許の関係で、先ほど本庁舎の関係がありましたが、例えば10ページの一番上でいう1,000万の庁舎整備については翌年度にそのまま繰越して、その下のほうに来て本庁舎については9,000万に対して7,700万円ということなのだけれども、さっきの説明は大体そういうことなのだろうと思うので、具体的にもうちょっとどういうことなのかというのをやっぱり報告あってもいいのではないかなということですね。

それともう一つは、クリエイトはもちの関係ですが、先ほど増資という話でしたが、これはさきの3月議会での産業建設常任委員会意見との関係ではどういうことなのかお尋ねをしておきたい。

それともう一つは、さきの3月議会で、市は9割株持っているのだけれども、関与しませんみたいなことを言っていたのだけれども、これは法的に見ておかしいのですが、やっぱりこういう地方創生や何だかんだというときだからこそ、その運営形態、地域の住民や巻き込んでやっていくというのはこれいいことだし、市はしっかりとした展望と考え方持ってやっていくべきなのだと思う。それがどんなふうにかかれ

ているのかお尋ねをしておきたいと思います。

最後の中心市街地活性化の両津ＴＭＯの関係です。私が聞いたのは、今地方創生の中に位置づけられていると、中心市街地に関するやつは平成16年に監査と勧告が出て、現時点の内閣府のホームページの地方創生のところの中心市街地のところには両津ＴＭＯが並んでいないのだけれども、法的な関係も含めて具体的にどうなのかということを聞いたのです。この関係でいうと、貸借対照表を出されておりますが、平成27年3月31日現在で未収金が額わずかですが発生していますが、これは具体的にどういうことなのか、これも含めてお願いをいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

効果等について、もしくはそれぞれの事業の進捗状況についてお話しさせていただきます。まず、乗用車の航送運賃割引等につきましては、4月27日から5月27日の利用実績につきましては、対前年比で1.7%増という形で一定の効果が出ておりますし、プレミアム宿泊券というものを発行いたしました。こちらは5,000円の宿泊券を2,500円で購入できるというものでございまして、第1弾としまして4月21日に5,000枚を発売し、1週間で完売しました。また、第2弾としましては5月21日に5,000枚を発売し、約10分で完売いたしました。これからその利用が図られると思います。また、プレミアム商品券につきましては、3万セット予定しております。それで、1セット5,000円で6,000円分の商品券という形で考えておりまして、こちらにつきましては事前予約の申し込みを6月11日から6月30日、それで事前予約された方には7月24日から7月31日の間で引き換えを行うという形で考えております。そのような形でこちらのほうについては今まだ最終的に結果等は出ておりませんが、一定の効果それと宿泊券を利用した佐渡島内への観光客の誘客というものが期待できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） クリエイトはもちについてご説明いたします。

まず、地元からの新規参入者ということで入っていただきまして、今後その方々も含めて市の持っております株の売却譲渡等を協議していきたいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

両津ＴＭＯについては、平成22年に中心市街地活性化計画が終了しておりまして、それで現状私今引き継いだ段階で経済産業省のほうに確認をしました。内容については、株式会社としてそのままやってくればよいということで動いております。ただ、私ども今のＴＭＯのあり方等についてはちょっとどういう形がいいかというのは今後検討していきたいというふうに思っております。

もう一つの質問ですが、未収金については、トキの森公園で物産館の貸し出しなのですが、当初物産館については昨年のときわ丸やトキのベビーラッシュ等で期待していたほど観光客が入らないため売上金が

下がったため、1年分120万なのですけれども、60万は昨年度のうちに払ったのですけれども、あとの60万については今年9月に払いたいということで要望がありまして、取締役会で了解してこういう未収金という形になっているということでもあります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

庁舎等整備事業のほうにいたしましては、先ほどご説明いたしました羽茂支所の耐震改修の設計委託及び畑野サービスセンターの耐震改修設計委託、佐和田サービスセンターの耐震改修設計委託となっております。庁舎のほうは庁舎の基本設計となっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど言ったように地方創生関連は各常任委員会でやると思うので、またそこで詳しくですが、1点、先ほど小林総合政策課長は、プレミアム宿泊券の話、10分で売れたとか。ご承知のとおり石破創生大臣自体が、これ買い占めあったのではないかとということで法的な措置も云々ということも言っているのですが、その辺の状況はどのように把握していますか、1点です。

2点目は、事故繰越これときわ丸の関係ですが、当初8億何がしが佐渡市の負担分だったので、ここに計上されているのは4億になっているのですが、どういうことか教えてください。

次、クリエイトはもちの関係ですが、私先ほど当初増資と聞いたのだけれども、今の話だと定款の6条に基づく譲渡という話。最初増資と答えませんでしたか。増資と譲渡では全然話が違うのだけれども、それ明確にしてください。具体的に増資というのと譲渡ではまるっきり違うのだ。具体的にどのように考えているのかお尋ねします。

最後の中心市街地の両津TMOの関係です。今ほどの答弁だと、国の認定に基づく構想は終わったのだということ言えば、ただ普通の会社ですよ。つまり市が9割出資をしている会社、少なくともまちづくり3法の関係もあるのだけれども、中心市街地の国の認定を受けた流れを受けてどう生かしていくのかということがやっぱりこれ積極的に求められると思うのです。例えば、この上のクリエイトはもちも9割市が出資、この両津TMOも9割出資しているけれども、先ほど言った地産地消で頑張ったのだけれども、頑張ったところの会社は売り上げがなくて、家賃なのか何だかよくわからぬけれども、60万入らなくてこの9月ということなのだけれども、その辺のことも含めてやっぱり計画に全く見えていないのではないですか。大体中心市街地の法律に入っているのか入っていないのか。今の話ではもう外れているわけだ。そういったことは市が大株主なのだから、事業計画のところによりっきり書くべきではないか。しかも地方創生というこういったことが言われている中、加えて言えば、この間いろんな不祥事もあって、議会としても監視能力今試されていますからあえて言っているのですが、その辺どう考えているのか、いつまでもうちちょっと明確にできるのか、お答え願います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君）　まず、プレミアム宿泊券についてご説明いたします。買い占めがあったのかどうかということですが、全国のコンビニでの端末器での販売ということで、実際にその販売方法では買い占めがあったかどうかということはちょっと確認できません。

それから、クリエイトはもちについてですが、先ほどの説明が悪かったかもしれませんが、まず新しい参入者につきましては増資ということになります。その後、市の所有している株について売却譲渡等を協議していきたいということでございます。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君）　両津TMOについては、今後事務局等と連携して前向きにどういう形がいか検討していきたいと思っておりますし、それを検討する取締役会とも意見を聞かなくてはいけないものですので、なるべく早いうちに方向性を出していきたいというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君）　あかねの建造費についてご説明いたします。全体の建造費が約57.9億円ですが、このうち佐渡市の補助は8億1,060万円になります。このうち平成25年度に3億6,477万円を支出しておりますので、平成26年度分の4億4,583万円を繰越させていただいたというところでございます。

○議長（根岸勇雄君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君）　質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5　発議案第2号

○議長（根岸勇雄君）　日程第5、発議案第2号　佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔23番　近藤和義君登壇〕

○23番（近藤和義君）

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年6月12日

佐渡市議会議長　根　岸　勇　雄　様

提出者	佐渡市議会議員	近　藤　和　義
賛成者	〃	浜　田　正　敏
	〃	中　川　直　美

” 岩 崎 隆 寿
” 大 森 幸 平
” 大 澤 祐 治 郎
” 竹 内 道 廣
” 山 田 伸 之

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本案は、議会運営委員会の委員定数を8人に改めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いただきました改正委員会条例を告示するため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開いたします。

議会運営委員の選任を行います。ただいま1名の欠員になっております議会運営委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、中川直美君を議長において指名いたします。

日程第6 議案第63号から議案第80号まで、議案第82号から議案第84号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、議案第63号から80号及び議案第82号から84号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7億1,027万3,000円を追加をし、予算総額を501億3,707万6,000円とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しま

したので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容につきましては、歳入では地方交付税や地方譲与税等の確定に伴う増減額を予算計上し、歳出では後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に7億1,027万3,000円を積み立てるものでございます。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成27年度税制改正により、地方税法などの一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、佐渡市税条例などの一部を改正しましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。内容といたしましては、個人住民税において、ふるさと納税の特例控除額の拡充や、申告手続の簡素化の仕組みを導入するもの、軽自動車税において一定の環境性能を有する軽4輪などについてその燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するもの、また固定資産税において土地の負担調整措置を3年間延長するものでございます。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税、後期高齢者支援金など課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げる、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものでございます。

議案第66号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、本年3月に発覚した時間外勤務手当の不正受給、預け金による公金の不正執行及び本年4月に発覚した公金横領事件など、市職員のたび重なる不祥事を重く受けとめ、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起し、また自らを戒めるために、市長は本年7月から11月までの5カ月間の給与月額を、副市長は本年7月から9月までの3カ月間の給与月額を、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする条例を制定するものでございます。

議案第67号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、本年4月に発覚した職員の公金横領事件を重く受けとめ、本年7月から10月までの4カ月間の教育長の給料月額を、佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定する額から10分の1に当たる金額を減じて得た額とする条例を制定するものであります。

議案第68号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、減収補填制度を定める省令の改正によりまして、離島振興法第20条に規定する固定資産税の課税免除に対する減収補填の運用期間が延長されたことから、本条例の適用期限についても延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第69号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在集落が運営をしております両津大川簡易水道について、その運営が平成27年7月から佐渡市に移管されることにより、水道料金を統一するための条例改正を行うものであります。

議案第70号から議案第73号までは、関連した議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議

案第70号 新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）、議案第71号 字の変更について（柿野浦地内）、議案第72号 新たに生じた土地の確認について（野浦・東強清水地内）、議案第73号 字の変更について（野浦・東強清水地内）、以上の4議案は、新潟県が実施をする主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了をし、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第74号及び議案第75号は、関連した議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。議案第74号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）、議案第75号 字の変更について（松ヶ崎地内）、以上の2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事により施行した海岸保全施設及び道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第76号及び議案第77号、これも関連した議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。議案第76号 新たに生じた土地の確認について（沢根地内）、議案第77号 字の変更について（沢根地内）、以上の2議案は、新潟県が街路事業により施行した漁港施設用地及び海岸保全施設並びに道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設設備整備計画に基づきまして、佐渡市両津消防署に配備予定の消防ポンプ自動車（水槽つき）並びに佐渡市消防団中央方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車（CD—I型）について5月18日に指名競争入札を執行しまして、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設設備整備計画に基づきまして、佐渡市南佐渡消防署に配備予定の小型動力ポンプ付水槽車2.5トンについて、5月18日に指名競争入札を執行し、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,600万7,000円を追加をし、予算総額を454億1,600万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳出では一連の市職員の不祥事に係る原因究明と再発防止対策の策定のため、外部の専門家による検証などを行う経費に42万円を予算計上するほか、地域の核となる歴史博物館支援事業補助金に651万6,000円などを予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税、国庫支出金を予算計上するものであります。

議案第82号及び議案第83号につきましては、関連した議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。議案第82号 （仮称）金井地区統合保育園建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第83号

（仮称）金井地区統合保育園建設（機械設備）工事請負契約の締結について、以上２議案は、仮称であります。金井地区統合保育園建設に係る建築工事及び機械設備工事について、６月２日及び６月４日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第84号 大川漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、大川漁港施設の機能強化の工事請負契約について、６月９日に執行いたしました入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改

正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 字の変更について（柿野浦地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 新たに生じた土地の確認について（野浦・東強清水地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 字の変更について（野浦・東強清水地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 字の変更について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 新たに生じた土地の確認について（沢根地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 字の変更について（沢根地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 小型動力ポンプ付水槽車（2.5 t）購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出について款ごとに分けて行います。

それでは、議案第80号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第80号についての歳出に関する質疑に入ります。2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第80号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を終結いたします。

議案第82号 （仮称）金井地区統合保育園建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑に入ります。荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） （仮称）金井地区統合保育園建設工事の入札ということなのですが、入札のことそのものというよりも、今回のこの土地そのものここはこの原資となるお金のこの使い方というのが、災害に強い施設をつくるということで合併特例債の延長ということになると思うのですが、その辺がそも

そもそも担保されているのか、その場所そのものが災害に……

○議長（根岸勇雄君） 荒井さん、議案第82号は建築工事請負契約の締結についての質疑です。

○2番（荒井眞理君） それは承知しております。ただ、それを本当に行ったというこの以前の条件がクリアされているのかをお伺いしたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

もともとこの工事に係る部分の以前の土地の部分が果たしてそこでよかったのかといったことでございますけれども、こちらについては旧金井の女子校跡地ということで、この間体育館の解体工事が終わったところでありまして、その場所については小学校が建設をされたときに安全対策といえますか、災害対策については確保されているという状況はございました。その後今回工事を進めるに当たってさまざまな安全対策といえますか、直近の河川氾濫等がない、あったところで対応ができるというような施工を施して実施をするということで、その部分についてもクリアをしていくということで、この場所についてもよしということでやっております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今のご説明ですと、もちろんもともと高校があったり、今専門学校があり、またその後小学校は建設されましたけれども、今度建設するのはゼロ歳児が通う保育園なわけですね。小学生が逃げるのと、ゼロ歳児というのは違う……

○議長（根岸勇雄君） 荒井さん、ここでは荒井さんの一般質問の通告にも中身がございますので、そのときにしっかり聞いていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回初めてこの図面を見させてもらうのですが、寝食分離もしているようなのですが、面積基準の緩和との関係で、十分などの程度の基準の設計になっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 面積基準ということでございますが、この面積基準については、今回定員が200人規模ということになっています。200人規模についてはそれぞれの年齢に合わせた部分での基準がございまして、2歳以上3.3平米の確保しなさいというようなことで面積については確保しております。それから、園舎についてもそのそれぞれの基準があるわけですが、その基準を十分に確保しているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ランチルームが1カ所でしょう、ちょっと見づらいのだけれども、寝食分離したというのはいいと思うのですが、佐渡市の基幹保育園にするという位置づけで、病児病後児保育みたいなものやるといってそういう空間が見当たらないようにちょっと見にくいだけれども、そういったもの

というのはどういうふうになっているのですか。例えば、どう見ても見当たらないのだけれども。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

見にくいかもしれませんが、ランチルームといいますか病児病後児保育の部分の位置でございますけれども、入り口から入ってすぐ正面といいますか、入り口から向かってすぐ左側のところに位置をしております。場所についてはそちらになりますし、それからランチルームについては、小学校側のほうの北側のほうにちょうどカーブになったところがございますけれども、そのカーブのところに位置しております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 （仮称）金井地区統合保育園建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 大川漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号から第80号及び議案第82号から第84号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 請願第3号から請願第5号まで、陳情第3号から陳情第8号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、請願第3号から第5号まで並びに陳情第3号から第8号までについてを議題といたします。

請願第3号から第5号まで並びに陳情第3号から第8号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、17日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分 散会